

平成30年5月29日（火）
津島市総務部税務課（木村、伊藤）
電話番号 0567-55-9264

<議案名> 議案41号 津島市市税条例等の一部改正について

1 改正内容

生産性向上特別措置法の施行を受け、市が作成し、経済産業省の同意を受けた「導入促進基本計画」に基づき、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の実産性革命実現のため設備投資を支援します。

資本金1億円以下の中小企業が実施する、労働生産性が年平均3%以上向上する「一定の要件を満たした設備投資」に対する償却資産税の課税標準の特例率を市長の裁量においてゼロとします。

2 改正理由

生産性向上特別措置法による中小企業の設備投資の促進を図るため。

3 参考事項

- (1) 施行期日 平成30年6月中旬 生産性向上特別措置法の施行の日
- (2) 本措置による減収分は普通地方交付税で一部補てんされる見込み
- (3) 特例率の適用期間は、集中投資期間（平成30年度から32年度まで）に取得後の3年間とします。